○京田辺市ええまちつくろう事業補助金交付要綱

平成２９年３月３１日

告示第５６号

改正　令和２年３月３１日告示第７３号

令和４年７月１日告示第２１４号

令和４年１２月２８日告示第３２４号

（趣旨）

第１条　この告示は、京田辺市民、学生及び行政が協働してまちづくりを推進するため、市民又は学生で構成する団体が自主的かつ自発的に不特定多数の者の利益の増進に寄与する活動（以下「市民活動」という。）として実施する事業又は市と協働して実施する事業に要する経費に対し、京田辺市補助金等の交付に関する規則（平成２年京田辺市規則第１９号）及びこの告示に定めるところにより、京田辺市ええまちつくろう事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（補助金の種類及び対象者）

第２条　補助の種類及び対象者は、次に掲げるものとする。

（１）　はじめよう補助金　設立３年未満の市民活動を行う団体

（２）　やってみよう補助金　設立３年以上の市民活動を行う団体

（３）　学生いきいき補助金　ゼミ、クラブ、学生サークル等構成員の５割以上が学生であり、市民活動を行う団体

（４）　地域とつながろう補助金　区・自治会と連携し市民活動を行う団体

（５）　きょうたなべ政策グランプリJAPANトライ補助金　きょうたなべ政策グランプリJAPAN（以下「政策グランプリ」という。）の第２次審査において提言発表を行った団体

２　前項第１号から第４号までに規定する団体は、京田辺市市民活動団体情報ウェブサイト登録要綱（平成２４年京田辺市告示第３６号）第５条の規定によりウェブサイトに登録がされている団体であるものとする。

（補助対象事業）

第３条　補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げるものとする。

（１）　はじめよう補助金　京田辺市において多様化する課題の解決につながる事業又は市民活動団体の自立を促進するための事業

（２）　やってみよう補助金　京田辺市において多様化する課題の解決につながる事業

（３）　学生いきいき補助金　大学等の人的及び知的資源を効果的に活用することで、京田辺市において多様化する課題の解決につながる事業

（４）　地域とつながろう補助金　区・自治会と連携して実施することで、京田辺市において多様化する課題の解決につながる事業

（５）　きょうたなべ政策グランプリJAPANトライ補助金　政策グランプリの第２次審査において提言発表を行った事業

（補助対象経費）

第４条　補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業を実施するために必要な経費のうち、別表第１に掲げるものとする。

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、別表第２に掲げる額とする。この場合において、算出された補助金の額に１，０００円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

（他の制度との調整）

第６条　補助金は、国、京都府又は市が交付する他の補助金等の交付を受けて実施する事業については交付しないものとする。

（補助金の交付申請）

第７条　補助金の交付を受けようとする団体は、市長が定める期限までに、京田辺市ええまちつくろう事業補助金交付申請書（別記様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（１）　事業計画書

（２）　収支予算書

（３）　その他市長が必要と認める書類

２　前項の規定による申請は、同一年度内において、１団体につき１回限りとする。ただし、きょうたなべ政策グランプリJAPANトライ補助金における申

請は、政策グランプリの第２次審査において提言発表を行った年度又は翌年度のいずれかにおいて、１団体につき１回限りとする。

３　やってみよう補助金及び地域とつながろう補助金における申請は、同一事業に対し３回を限度とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合はこの限りではない。

（補助金の交付決定）

第８条　市長は、前条の規定による申請があった場合は、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、事業の目的及び内容がこの補助金の趣旨に適合すると認めるときは、補助金の交付を決定するものとする。

２　市長は、補助金の適正な交付に必要があると認めるときは、条件を付して交付決定をすることができる。

（決定等の通知）

第９条　市長は、補助金の交付を決定した場合は、京田辺市ええまちつくろう事業補助金交付決定通知書（別記様式第２号）により通知するものとする。

２　市長は、補助金を交付しないことを決定した場合は、京田辺市ええまちつくろう事業補助金不交付決定通知書（別記様式第３号）により通知するものとする。

（概算払）

第１０条　市長は、補助対象事業の円滑な遂行を図るため必要があると認めるときは、補助金を概算払により交付することができる。

２　補助金の交付決定を受けた団体（以下「補助団体」という。）が、概算払により補助金の交付を受けようとする場合は、京田辺市ええまちつくろう事業補助金交付概算払請求書（別記様式第４号）を市長に提出しなければならない。

（事業内容の変更等）

第１１条　補助団体が事業計画書に記載した内容を変更するとき（軽微な変更をするときを除く。）、又は事業を廃止するときは、京田辺市ええまちつくろう事業補助金変更承認申請書（別記様式第５号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、補助金の額を増額する内容の変更を申請することはできない。

２　市長は、前項に規定する変更承認申請を受けた場合は、当該変更承認申請に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めるときは、京田辺市ええまちつくろう事業補助金変更決定通知書（別記様式第６号）により通知するものとする。

（補助団体の同意事項）

第１２条　補助団体は、補助金の交付を受けるに当たり、事業の内容を京田辺市のホームページ等で公表することについて同意しなければならない。

（事業の実施）

第１３条　補助団体は、事業を実施するに当たっては、補助金の交付決定通知を受けた後において着手するものとする。

（実績報告）

第１４条　補助団体は、補助対象事業が完了（補助対象事業の廃止を含む。）したときは、当該完了の日から起算して３０日を経過する日又は交付決定に係る年度の３月３１日までのいずれか早い日までに、京田辺市ええまちつくろう事業実績報告書（別記様式第７号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（１）　事業報告書

（２）　収支決算書

（３）　事業に要した経費に係る領収書の原本又は写し

（４）　事業に係る記録写真、資料等

（５）　その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第１５条　市長は、前条に規定する書類を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、京田辺市ええまちつくろう事業補助金交付確定通知書（別記様式第８号）により通知するものとする。ただし、補助金の確定額と交付決定額とに差異が生じない場合は、当該通知を省略することができる。

（補助金の請求）

第１６条　補助団体は、前条に規定する通知を受けた後、速やかに京田辺市ええまちつくろう事業補助金交付請求書（別記様式第９号）を市長に提出しな

ければならない。

（交付決定の取消し等）

第１７条　市長は、補助団体が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）　この告示又は補助金交付の条件に違反したとき。

（２）　偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（３）　申請内容を大きく逸脱して補助対象事業を実施したとき。

（４）　補助対象事業を承認なく変更し、又は廃止したとき。

（５）　補助金を目的外に使用したとき。

（６）　その他市長が適当でないと認めたとき。

２　市長は、第１５条の規定により補助団体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

３　市長は、第１項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、京田辺市ええまちつくろう事業補助金交付決定取消通知書（別記様式第１０号）により通知するものとする。

４　市長は、申請者が第１項の規定による取消決定を受けてから２年を経過しない場合は、補助金の交付申請を受け付けない。

（帳簿類の保存）

第１８条　補助団体は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及びその証拠書類を整理し、補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して５年間保存しなければならない。

（委任）

第１９条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、平成２９年４月１日から施行する。

（京田辺市市民活動推進補助金交付要綱及び京田辺市地学連携推進事業補助金交付要綱の廃止）

２　次に掲げる告示は、廃止する。

（１）　京田辺市市民活動推進補助金交付要綱（平成２５年京田辺市告示第７０号）

（２）　京田辺市地学連携推進事業補助金交付要綱（平成１８年京田辺市告示第５０号）

（経過措置）

３　この告示の施行前に前項の規定による廃止前の京田辺市市民活動推進補助金交付要綱又は京田辺市地学連携推進事業補助金交付要綱に基づき補助金の交付決定を受けた者に対する取扱いについては、なお従前の例による。

附　則（令和２年３月３１日告示第７３号）

この告示は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和４年７月１日告示第２１４号）

この告示は、令和４年７月１日から施行する。

附　則（令和４年１２月２８日告示第３２４号）

この告示は、令和５年１月１日から施行する。

別表第１（第４条関係）

項目	内容
報償費	外部の講師、指導者等に対する活動協力への御礼等（旅費を含む。） ※支出先が明確でない商品券、図書券等の金券は、対象外とする。
消耗品費	文具類等に係る経費 ※判断しがたいときは、単品の購入予定価格が１０，０００円以内の物品を対象とする。
印刷製本費	ポスター、チラシ等の発行物作成経費
通信運搬費	開催案内等のための郵便料
広告費	ホームページ作成等事業の宣伝広告に係る経費
手数料	サービス料、振込手数料等
保険料	ボランティア保険料等
使用料及び賃借料	会場及び設備使用料、借上自動車代等

光熱水費	事業実施に伴い仮設した会場の電気、水道使用料等
燃料費	事業実施に伴い仮設した会場の暖房用灯油費等
原材料費	事業実施の主たる用途として必要な材料費
旅費	鉄道賃、車賃、宿泊料等

備考

1　この表の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、補助対象経費としない。

（1）　補助団体の運営に係る経常的な経費（電話代、光熱費代等）

（2）　慰労、懇親及び交際を目的とした飲食経費

（3）　備品購入費

（4）　他団体の主催イベント等への参加負担金

（5）　個人給付的な経費

（6）　その他市長が適当でないと認める経費

2　旅費については、政策グランプリの第２次審査において提言発表を行った事業の実施に係る経費のみ交付対象とし、補助金の額の算出については、京田辺市職員の旅費に関する条例（昭和３９年京田辺市条例第３５号。以下「旅費条例」という。）の規定を準用することとし、そのうち宿泊料については、旅費条例別表２級の項の規定を準用することとする。

別表第２（第５条関係）

補助金の種類	補助金額	上限額
はじめよう補助金	設立１年未満の団体は、補助対象経費の５分の４以内の額 設立２年未満の団体は、補助対象経費の４の３以内の額 設立３年未満の団体は、補助対象経費の３分の２以内の額	５万円
やってみよう補助金	補助対象経費の２分の１以内の額	１０万円
学生いきいき補助金	補助対象経費の３分の２以内の額	１０万円

地域とつながろう補助金	補助対象経費の４分の３以内の額	１０万円
きょうたなべ政策グランプリJAPANトライ補助金	補助対象経費の１０分の１０以内の額	２０万円

別記

様式第１号（第７条関係）

年　　月　　日

（あて先）京田辺市長

団　体　名

代表者氏名

京田辺市ええまちつくろう事業補助金交付申請書

京田辺市ええまちつくろう事業補助金交付要綱第７条第１項の規定により、下記のとおり補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

事業の名称	
事業実施予定日	初回事業実施日：　　年　　月　　日 事業終了日　　：　　年　　月　　日
補助金の区分	□はじめよう補助金　□やってみよう補助金 □学生いきいき補助金　□地域とつながろう補助金 □きょうたなべ政策グランプリ JAPAN トライ補助金
事業費総額	円
交付申請額	円
関係書類	□事業計画書（別紙１－１）（別紙１－２）（別紙１－３）のいずれか □収支予算書（別紙１－４） □その他 〔　　〕

<table>
<tr><td></td><td colspan="3">地域とつながろう補助金を申請する場合は、上記に加えて以下の書類を提出してください。
□　連携先となる区・自治会の規約又は会則等
□　連携先となる区・自治会の年間事業計画書
□　連携先となる区・自治会の年間予算書</td></tr>
<tr><td>ふ　り　が　な</td><td></td><td rowspan="2">担当者電話番号</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>担　当　者　名</td><td></td></tr>
<tr><td>担当者住所</td><td colspan="3">（〒　　－　　）</td></tr>
<tr><td colspan="3">事業内容を市ホームページ等で公表することについて同意します。</td><td>□　はい</td></tr>
</table>

（別紙１－１）

団体名	

事　業　計　画　書

事業の種別	□はじめよう補助金　□やってみよう補助金 □学生いきいき補助金
事業の名称	
事業の課題設定	（今回事業をするにあたって、京田辺市において課題に考えていること）
事業の目的・効果	（上記の課題に対して事業を通してどのような状態にしたいのか）
事業の背景	（なぜこの事業を実施しようと思ったのか）
事業の内容	（具体的にどのようなことをするのか）

	月	日	事業内容	実施場所
事業のスケジュール				

※書ききれない場合は、任意の様式を添付してください。

（別紙１－２）

団体名	

事　業　計　画　書

<table>
<tr><td>事業の種別</td><td colspan="4">地域とつながろう補助金</td></tr>
<tr><td>事業の名称</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">連携先の
区・自治会の情報</td><td colspan="2">（区・自治会の名称）</td><td colspan="2">（区・自治会の代表者の氏名）</td></tr>
<tr><td colspan="2">（区・自治会の事業担当者の氏名）</td><td colspan="2">（区・自治会の代表者の電話番号）
※事業の確認のため、事務局よりお電話させて頂きます。</td></tr>
<tr><td colspan="3">事業を実施するにあたり、連携先の区・自治会と調整済みです。</td><td>□　はい</td></tr>
<tr><td>事業の課題設定</td><td colspan="4">（今回事業をするにあたって、区・自治会で課題となっていること）</td></tr>
<tr><td>事業の目的・効果</td><td colspan="4">（上記の課題に対して事業を通してどのような状態にしたいのか）</td></tr>
<tr><td>事業の背景</td><td colspan="4">（なぜこの事業を実施しようと思ったのか）</td></tr>
<tr><td>事業の内容</td><td colspan="4">（具体的にどのようなことをするのか）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">事業の
スケジュール</td><td>月</td><td>日</td><td>事業内容</td><td>実施場所</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

※書ききれない場合は、任意の様式を添付してください。

（別紙１－３）

団体名	

事　業　計　画　書

事業の種別	きょうたなべ政策グランプリ JAPAN トライ補助金			
事業の名称				
実施団体の情報	（大学、学部、チーム名）			
	（きょうたなべ政策グランプリＪＡＰＡＮに参加した年度） 年度			
この課題に 取り組む理由	（なぜこの課題に取り組もうと思ったのか）			
事業の目的	（この事業を通してどのような状態にしたいのか）			
事業の内容	（具体的にどのようなことをするのか）			
事業の スケジュール	月	日	事業内容	実施場所

※書ききれない場合は、任意の様式を添付してください。

（別紙１－４）

団体名	

収　支　予　算　書

1　収入内訳書　　（単位：円）

項　　目	内　　訳	金　　額
ええまちつくろう事業補助金	（該当するものに〇） はじめよう・やってみよう 学生いきいき・地域とつながろう きょうたなべ政策グランプリＪＡＰＡＮトライ	
自己資金、その他		
合　　計		

2　支出内訳書　　（単位：円）

項　　目		内　　訳	金　　額
対象経費			
	対象経費合計		
対象外経費			
合　　計			

様式第２号（第９条関係）

文　書　番　号

年　　月　　日

様

京田辺市長　　印

京田辺市ええまちつくろう事業補助金交付決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった京田辺市ええまちつくろう事業補助金について、下記のとおり交付決定します。

記

補助金交付決定額　　金　　円

様式第３号（第９条関係）

文　書　番　号

年　　月　　日

様

京田辺市長　　印

京田辺市ええまちつくろう事業補助金不交付決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった京田辺市ええまちつくろう事業補助金については、下記の理由により交付しないことを決定したので、京田辺市ええまちつくろう事業補助金交付要綱第９条第２項の規定により通知します。

記

理　　由

様式第４号（第１０条関係）

年　　月　　日

（あて先）京田辺市長

団　体　名
代表者氏名

京田辺市ええまちつくろう事業補助金交付概算払請求書

京田辺市ええまちつくろう事業補助金交付要綱第１０条第２項の規定により、下記のとおり請求します。

記

１　事業名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２　補助金交付決定額 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

３　補助金の振込先口座

金融機関名	銀　　行　　本　店 信用金庫　　支　店 農業協同組合　　出張所
口　座　番　号	当　座　・　普　通　No.
（フ リ ガ ナ） 口　座　名　義	※口座名義のフリガナは必ず記入してください。
上記口座に振り込みをお願いします。　申請者氏名 ※代表者氏名又は団体名と口座名義が異なる場合に記入してください。	

様式第５号（第１１条関係）

年　　月　　日

（あて先）京田辺市長

団　体　名
代表者氏名

京田辺市ええまちつくろう事業補助金変更承認申請書

年　　月　　日付け文書番号により交付決定された京田辺市ええまちつくろう事業の内容を下記のとおり変更したいので、京田辺市ええまちつくろう事業補助金交付要綱第１１条第１項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

変 更 内 容	
変 更 理 由	
変更前の補助金額	円
変更後の補助金額	円

※添付書類
（１）　変更後の事業計画書
（２）　変更後の収支予算書

様式第６号（第１１条関係）

文　書　番　号

年　　月　　日

様

京田辺市長　　印

京田辺市ええまちつくろう事業補助金変更決定通知書

年　　月　　日付けで変更承認申請のあった京田辺市ええまちつくろう事業補助金について、下記のとおり変更決定します。

記

変更前	
変更後	

様式第７号（第１４条関係）

年　　月　　日

（あて先）京田辺市長

団　体　名

代表者氏名

京田辺市ええまちつくろう事業補助金実績報告書

年　　月　　日付け文書番号により交付決定された京田辺市ええまちつくろう事業補助金に係る事業の実績について、京田辺市ええまちつくろう事業補助金交付要綱第１４条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

<table>
<tr><td colspan="2">事業の名称</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">事業実施期間</td><td>初回事業実施日：　　年　　月　　日
事業終了日　　：　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">補助金の区分</td><td>□はじめよう補助金　□やってみよう補助金
□学生いきいき補助金　□地域とつながろう補助金
□きょうたなべ政策グランプリ JAPAN トライ補助金</td></tr>
<tr><td colspan="2">交付決定額</td><td>円</td></tr>
<tr><td colspan="2">関 係 書 類</td><td>□事業報告書（別紙２－１）
□収支決算書（別紙２－２）
□領収書の写し　※団体名の記入のあるもの
□事業の写真
※参考書類
　□発行したもの（チラシ、冊子等）
　□新聞の切り抜き</td></tr>
<tr><td rowspan="2">※市記入欄</td><td>補助金確定額</td><td>円</td></tr>
<tr><td>精　算　額</td><td>円</td></tr>
</table>

（別紙２－１）

団体名	

事　業　報　告　書

<table>
<tr><td>事業の名称</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>事業実施内容</td><td colspan="4">（具体的な事業内容、参加状況など）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">事業の
スケジュール</td><td>月</td><td>日</td><td>事業内容</td><td>実施場所</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>事業の成果や効果</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>事業の反省点や課題点</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">補助金を活用した結果、団体にどのような変化があったか</td><td colspan="4">□　他団体と繋がりが強くなった　□　団体の認知度が高まった
□　団体内の繋がりが強くなった　□　団体の成長が実感できた
□　団体会員の獲得に寄与した　□　その他（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="4">自由記入欄</td></tr>
</table>

※書ききれない場合は、任意の様式を添付してください。

※事業内容を市ホームページ等で公表する場合があります。

撮影した事業の写真を貼り付けてください

※撮影した事業の写真を貼付しきれない場合は、当該ページを複製してください。

（別紙２－２）

団体名	

収　支　決　算　書

1　収入内訳書　（単位：円）

項　　目	内　　訳	金　　額
ええまちつくろう事業補助金	（該当するものに〇） はじめよう・やってみよう 学生いきいき・地域とつながろう きょうたなべ政策グランプリＪＡＰＡＮトライ	
自己資金、その他		
合　　計		

2　支出内訳書　（単位：円）

項　　目		内　　訳	金　　額	領収書Ｎｏ．
対象経費				
	対象経費合計			
対象外経費				
合　　計				

領収証（団体名の記入のあるもの）の写しは、収支内訳項目ごとにそれに対応した番号を付して、添付してください。

様式第８号（第 15 条関係）

文　書　番　号

年　　月　　日

様

京田辺市長　　印

京田辺市ええまちつくろう事業補助金交付確定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった京田辺市ええまちつくろう事業補助金については、京田辺市ええまちつくろう事業補助金交付要綱第 15 条の規定により、下記のとおり補助金の額を確定します。

記

補助金確定額　　金　　円

様式第９号（第 16 条関係）

年　　月　　日

（あて先）京田辺市長

団　体　名
代表者氏名

京田辺市ええまちつくろう事業補助金交付請求書

京田辺市ええまちつくろう事業補助金交付要綱第 16 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

１　事業の名称　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２　補助金確定額　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

３　補助金の振込先口座

金融機関名	銀　　行　　本　店 信用金庫　　支　店 農業協同組合　　出張所
口　座　番　号	当　座　・　普　通　No.
（フ リ ガ ナ） 口　座　名　義	※口座名義のフリガナは必ず記入してください。
上記口座に振り込みをお願いします。　代表者氏名 ※代表者氏名又は団体名と口座名義が異なる場合に記入してください。	

様式第１０号（第 17 条関係）

文　書　番　号

年　　月　　日

様

京田辺市長　　印

京田辺市ええまちつくろう事業補助金交付決定取消通知書

年　　月　　日付け文書番号で交付決定した京田辺市ええまちつくろう事業補助金については、下記の理由により交付決定を取り消しましたので、京田辺市ええまちつくろう事業補助金交付要綱第 17 条第 3 項の規定により通知します。

記

理由

別記様式第１号（第７条関係）

様式第２号（第９条関係）

様式第３号（第９条関係）

様式第４号（第１０条関係）

様式第５号（第１１条関係）

様式第６号（第１１条関係）

様式第７号（第１４条関係）

様式第８号（第１５条関係）

様式第９号（第１６条関係）

様式第１０号（第１７条関係）